

「東邦ガス光 powered by USEN NETWORKS」 付属約款

株式会社USEN NETWORKS（以下、「当社」といいます。）は、この「東邦ガス光 powered by USEN NETWORKS」 付属約款（以下、「本付属約款」といいます。）を定めて、当社が別途定める「USEN 光 01 契約約款」（以下、「本契約約款」といいます。）および本付属約款（以下、本契約約款と本付属約款を総称して、「本約款等」といいます。）に基づき、「東邦ガス光 powered by USEN NETWORKS」（「USEN 光 01」の名称を変更したサービスであり、以下、「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本付属約款に定めのない用語の定義は、本契約約款に定めるとおりとします。

第1条（本サービスの提供等）

当社は、本約款等に同意のうえで本サービスの利用契約の申込を行い、当社との間で本サービスの利用契約（以下、「利用契約」といいます。）を締結した契約者（以下、「契約者」といいます。）に対して、本サービスを提供します。ただし、当社は、本サービスの利用料金等の請求業務を、東邦ガス株式会社（以下、「委託事業者」といいます。）に委託するものとします。

2. 契約者は、委託事業者が定める支払い条件に従い、本付属約款第3条に定める利用料等を支払うものとします。

第2条（利用契約の単位）

利用契約は、本付属約款別紙1に定める本サービスのプランごとに締結されるものとします。

第3条（利用料）

本サービスの利用料は、本付属約款別紙1に定めるとおりとします。なお、本付属約款別紙1に定めのない工事費その他必要な費用は、本契約約款の定めを適用します。

第4条（債権譲渡）

当社は、契約者に対して有する本サービスに関連する債権を、委託事業者に譲渡し利用料金等の請求業務は委託事業者が行います。

第5条（本付属約款の改訂について）

当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、本付属約款を変更する場合があります。

- (1) 本付属約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本付属約款の変更が、本サービスの利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更にかかる事情に照らして合理的なも

のであるとき。

2. 当社は、前項による本付属約款の変更にあたり、当該変更の影響を受けることになる契約者に対して、本付属約款を変更する旨および変更後の本付属約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ、委託事業者のホームページ（URL：<https://www.tohogas.co.jp/internet/hikari/>）に掲示する方法、または当社が別に定める方法により通知します。変更後の本付属約款は、当社が別に定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。
3. 本付属約款の変更の効力発生日以後、契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更後の本付属約款に同意したものとみなされます。

第6条（当社からの解約）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用契約を解約することができます。

- (1) 委託事業者が定める支払条件に違反した場合
- (2) 本契約約款および本付属約款に違反した場合

第7条（その他）

本付属約款に定めのない事項は、本契約約款に定めるとおりとします。

附則

本付属約款は2023年7月21日より効力を有するものとします。

※金額は税込表示です。

1. 東邦ガス光のプランと利用料

区分	月額利用料
東邦ガス光 (v6) ※1	東邦ガス光 ファミリー・ギガ 東邦ガス光 ファミリー・ハイスピード 東邦ガス光 ファミリー
	5,720 円 (税抜価格 5,200 円)
	東邦ガス光 マンション・ギガ 東邦ガス光 マンション・ハイスピード 東邦ガス光 マンション
	4,620 円 (税抜価格 4,200 円)

※1 インターネット接続サービスと一体で提供するサービスとなります。インターネット接続サービスの詳細は当社が別途提示する「01 NET 利用規約」をご確認ください。

2. 契約条件

- (1) 「東邦ガス光 powered by USEN NETWORKS」(以下、「本プラン」といいます。)は、アクセス回線を提供する USEN 光 01 と、インターネット接続サービスである 01 NET を一体として提供するプランです。
- (2) 本プランのインターネット接続サービスの提供条件は、本契約約款に別段の定めがある場合を除き、当社が別途提示する「01 NET 利用規約」の定めによるものとします。
- (3) 本プランのアクセス回線の提供条件は、本付属約款に別段の定めがある場合を除き、本契約約款に定めるところによるものとします。
- (4) 本プランは、東邦ガス光の利用開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月ご契約いただくことを条件としたプランです。利用開始月から 24 ヶ月以内に解約した場合、各プランの月額利用料の 1 ヶ月分を解約違約金として委託事業者に支払うものとします。
- (5) 契約者は、品目変更または移転を除き、契約プランを変更することができないものとします。契約プランの変更を希望する場合には、本プランの利用契約を解約し、新たに希望する契約プランの利用契約を申込まなければなりません。利用開始月から 24 ヶ月以内の解約の場合、各プランの月額利用料の 1 ヶ月分を解約違約金として委託事業者に支払うものとします。
- (6) 「東邦ガス光 (v6) powered by USEN NETWORKS」をご契約の場合、01 ひかり電話の利用もしくは、本契約約款別紙 料金表【料金】に定めるホームゲートウェイのレンタルまたは対応ブロードバンドルーターを契約者で用意する必要があります。
- (7) 当社は、本契約約款第 14 条第 1 項(6)の定めにかかわらず、契約者の料金の支払いがクレジット会社から承認されなかったときは、催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

以上